

DVD「審理」評議

合羽、木村、幸、清水

○ **事実認定：有罪**

※被告人の攻撃は、受けた暴行の度合いと比較して一概にやりすぎとはいえない。

→手段の正当性、理由の正当性の問題

<理由>

・刺す直前の被告と被害者との距離は2m程度だった。

→2メートルは攻撃射程外であり、被害者は立ち去ろうとしていた可能性が高い。そうすると、被告の行動は報復行為となる。

・反撃のタイミングが捨て台詞の後だった。

→カッとなって刺してしまった可能性が高い。

本人も否定はしていない。

・(推測)ナイフがなかった場合に反撃していた可能性が低い。

それまでは一方的な暴行を受けていた→素手では勝てない

→勝てると思って反撃したならば仕返しの要素が強い。

○ **量刑**：(検察側は8年求刑)印象による判断

・グループ内での意見

8年を基準に考える。

→刺した状況的に8年では重過ぎる

情状酌量すべき

→5年を境に意見が分かれる

<5年以上> (3人)⇒6年が妥当

<5年未満> (1人)⇒3年が妥当

・量刑をきちんと決めることはできなかったが、8年では重過ぎるので

→**3年～6年 もしくは 5年～6年 程度**